

第3章 全体構想

1. 土地利用方針

(1) 土地利用の基本方針

都市づくりのテーマである「秩父固有の歴史と文化、自然に包まれて、安全で心地よい暮らしと訪れる喜びを実感できる、魅力あふれるまちづくり」と、4つの基本目標に示した都市づくりの実現に向け、土地利用の基本方針を以下のように示します。

なお、本市においては、人口動向や産業の業況は概ね減少傾向であり、今後市街地が急激に拡大するとは予測されないことから、区域区分を定めない「非線引き都市計画区域」を原則としつつ、コンパクト+ネットワーク社会の形成に向けた土地利用を基本方針とします。

<用途地域・用途地域外（一部）（市街地ゾーン）>

- 人口減少を見据えたコンパクトシティの形成、東京都心からの郊外部への業務機能や居住機能の分散化の進展を見据え、中心拠点へ機能集約を進めるとともに、中心拠点周辺の適切な広がり（空間）において、利便性、快適性を備えた居住空間の形成を進めます。
- 土地利用の形成に際しては、市の経済と雇用を支える商業・業務地や産業地、市民の快適な暮らしを支える住宅地、歴史文化資源を活かした観光地などについて、地域の特性を踏まえ適正に配置します。
- 土地利用の誘導に際しては、都市計画法に基づく制度を土地利用方針に応じて適切に適用し、計画的に進めます。

<用途地域外（準市街地ゾーン、田園集落ゾーン）>

- 市街地の拡散を防止するため、無秩序な開発の抑制を基本とします。
- 市街地に準じた区域（準市街地ゾーン）では、区域内の特性を踏まえつつ、日常の暮らしを支える拠点や居住環境の形成を進めます。
- 集落地では、現在の集落環境の維持・保全を基本に、定住・移住、二地域居住などの多様な暮らし方を支える環境形成を進めます。
- 農地や水辺、まとまりのある緑など自然が広がる区域では、各種法令に基づき保全を図るとともに、市の魅力を高める資源として活用します。

<都市計画区域外（田園集落ゾーン、森林・自然ゾーン）>

- 森林や水辺で構成される区域は、首都圏の水源地としての役割や国土保全の観点、さらには市域の自然環境、自然景観を形づくる重要な構成要素として、その保全に取り組みます。
- 集落地では、コミュニティの維持を図るとともに、土砂災害等の危険区域から拠点への居住、都市機能の集約を図るなど、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを進めます。

(2) 土地利用区分別の方針

「(1) 土地利用の基本方針」をベースに、将来都市構造で示した土地利用ゾーンを勘案した具体的な土地利用方針を利用区分別に示します。

① 拠点機能誘導地

<中心拠点>

- 西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅周辺では、秩父圏域を支える中心拠点として、地域経済や雇用、さらには市民の日常の生活や活動を支える、多様な機能を兼ね備えたコンパクトな市街地の形成に向け、商業・業務機能、公共・公益機能、医療・福祉機能などの立地集積を誘導します。
- 区域内に多くみられる空き家、空き店舗については、土地・建物の権利関係の整序も視野に、再生、有効利用などを促します。
- 住宅が立地する区域では、利便性を生かした住宅地の形成に向け、道路環境の改善やオープンスペースの確保と併せ、土地の効率的な利用を促します。

<地域拠点>

- 吉田総合支所周辺、荒川総合支所周辺では、地域における暮らしの利便を支える拠点を形成するため、地域の行政サービスや教育・文化、保健・福祉、地域コミュニティ活動などに関わる施設のほか、日常の生活を支える身近な商業施設の立地集積を図ります。
- 大滝総合支所周辺では、地域における暮らしの利便を支える拠点（小さな拠点）を形成するため、地域の行政サービスや身近な商業施設の立地誘導に努めます。

<地区拠点>

- 影森駅・影森出張所周辺では、周辺住民の利便性を高めるため、行政サービス施設のほか、身近な商業施設などの立地を誘導します。
- 原谷、尾田蒔、久那、高篠、大田の各公民館の周辺では、周辺住民の日常の生活を支えるため、公民館・出張所・小学校などを中心に、身近な公共機能や商業機能の集積を図ります。

<交流拠点>

- 西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅周辺では、市域を代表する交流拠点にふさわしい空間を形成するため、地域固有の歴史文化に関わる資源を保全するとともに、地域資源を生かした観光・レクリエーションや来訪者へのおもてなしの提供、地域情報の発信など多様なサービスの充実に取り組みます。
- 市内4箇所の道の駅をはじめとする各交流拠点の周辺では、来訪者が秩父の文化に触れ、楽しんだり、憩い安らぐことのできる空間として、周辺環境の保全と各地区にふさわしい機能の誘導に取り組みます。

②緑豊かな住宅地

- 住宅系の建築物の用途の定めがある地域においては、引き続き戸建て住宅を主体とした落ち着いたある良好な居住環境を維持、誘導するとともに、市街地ゾーンにおいて用途の定めがない地域（用途地域外）においては、良好な居住環境の形成を図るため、市街化の状況を踏まえつつ用途地域の指定と都市基盤施設の確保を検討します。
- 準市街地ゾーンにおいては、落ち着いたある良好な居住環境の形成を図るため、快適な暮らしを支える生活基盤を確保するとともに、土地利用を適切に誘導します。

③一般住宅地（中低層住宅地）

- 第一種住居地域、第二種住居地域では、一定規模の集合住宅や店舗などの土地利用が相互に調和した、多様な暮らし方に対応できる居住環境を維持、誘導します。

④沿道利用地

- 近隣商業地域や準工業地域などが指定された幹線道路の沿道地においては、後背の住宅地との調和に配慮しつつ、道路沿道の利便を生かした商業や産業・業務機能を有する土地利用を誘導します。
- 大野原地区の国道140号沿道においては、後背の土地利用との調和に配慮しつつ、道路沿道の特性を生かした土地利用を誘導します。

⑤住工共存地

- 準工業地域が指定された工業地のうち、住宅や商業施設などの混在がみられる地区では、立地する工場などの事業環境と調和した市街地の形成を基本に、地区の状況に応じた土地利用を誘導します。

⑥工業・流通業務地

- 市の経済や雇用を支える工業・流通業務地については、既存の工業・流通機能の維持、向上を図るとともに、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

⑦集落地

- 集落地においては、既存生活コミュニティを支援しつつ拠点に都市機能の集約化を図るなど、コンパクトな拠点づくりへの取り組みを進めます。また、災害リスクの高いエリアにおいては、拠点周辺など安全なエリアへの居住機能の誘導に取り組みます。

⑧農地

- 農用地区域などの優良農地については、ほ場や農道、用排水路などの農業生産基盤の適切な維持・更新などに取り組みます。
- 遊休農地については、関係部局と連携し、農地の集約化や新規就農者の支援などに取り組みます。

- 農地の保全と利活用を促進するため、観光産業と連携した農業の6次産業化や農産物直売所の充実、農産物のブランド化などを通じた農業振興に取り組みます。

⑨森林

- 山間地や丘陵地の森林は、水源の^{かんよう}涵養、土壌の保全、地球温暖化の抑制、生物多様性の確保、観光・レクリエーションの場、木材の生産など、多面的な機能を維持するため、適切な維持・保全に取り組みます。
- 林業の振興と健全な森林の育成を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税やカーボンオフセットなどの仕組みの活用も視野に、森林の適正な管理や林道をはじめとする林業基盤の維持・整備に取り組みます。また、関係部局と連携のもとで林地の集約化や就林希望者への支援などに取り組みます。
- 良好な自然環境を保全・活用するため、自然公園法などの各種法令に基づく土地利用制限を適切に運用するとともに、登山やキャンプ場など豊かな自然を生かした自然とふれあう場としての活用に取り組みます。

⑩河川・水面

- 荒川をはじめとする河川周辺や、浦山ダム(秩父さくら湖)、滝沢ダム(奥秩父もみじ湖)、二瀬ダム(秩父湖)、合角ダム(西秩父桃湖)などのダム湖は、沿岸域の森林などと一体的に、豊かな自然環境を保全します。
- 水とのふれあいの場、生物多様性にも配慮した環境を形成するため、治水・利水など水辺が担うべき機能を優先しつつ、親水空間としての整備・活用や多自然型工法による環境整備などに取り組みます。

⑪土地利用検討ゾーン

- 旧秩父セメント第一工場跡地、県立秩父東高校跡地、秩父市公設卸売市場及び秩父駅東側周辺などの大規模敷地の跡地では、将来都市像の実現を見据えた土地利用のあり方について検討するとともに、その土地利用の実現に向けて、必要となる基盤の再整備と、都市計画の見直しや導入を検討します。

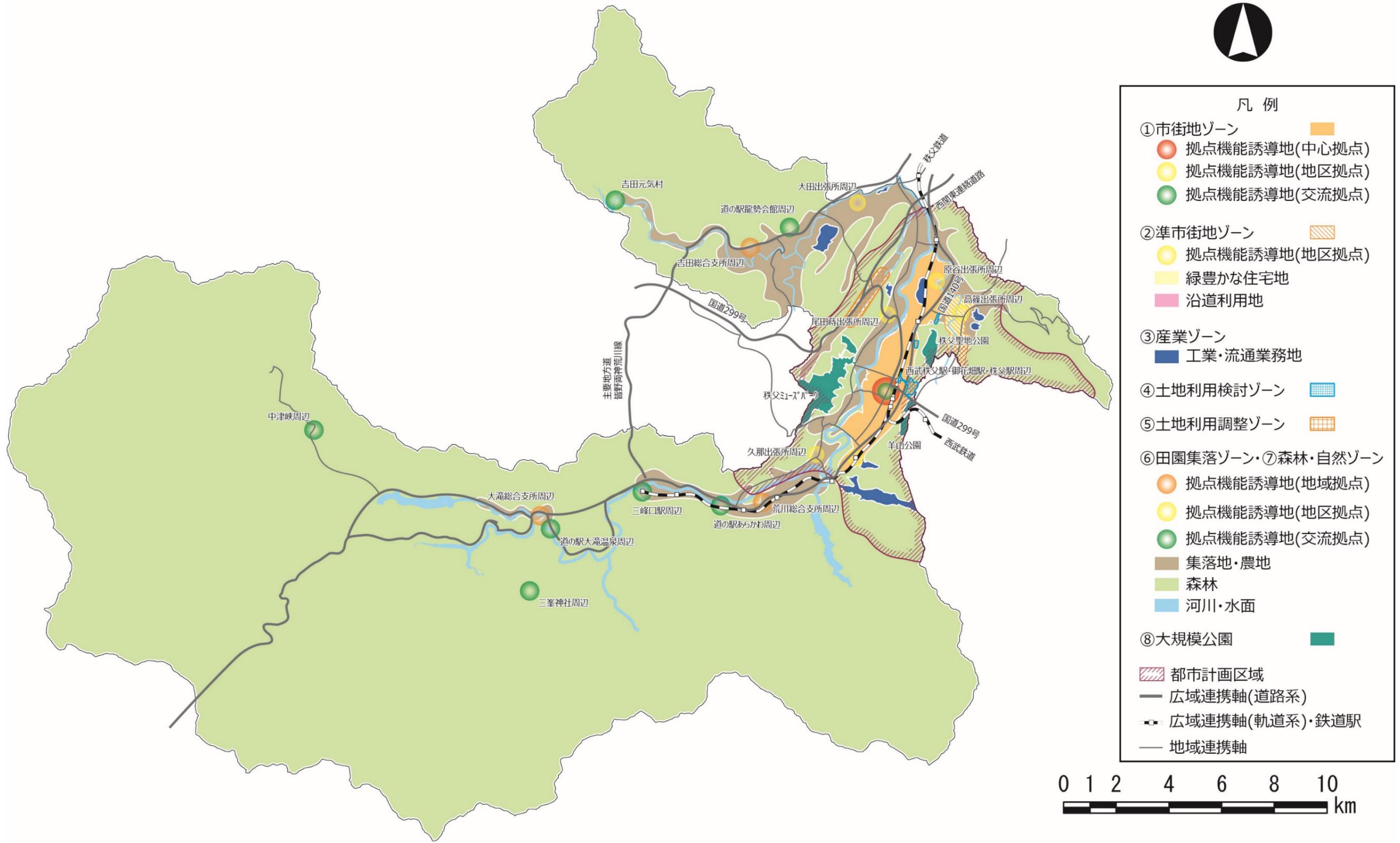
⑫土地利用調整ゾーン

- 西関東連絡道路の整備により、周辺開発が予測される上蒔田交差点付近については、生産機能の国内回帰などの環境変化も考慮しつつ、周辺の自然や集落環境との調和の観点から、土地利用誘導の方向性を検討します。

⑬大規模公園

- 羊山公園、秩父ミュージアムパーク、秩父聖地公園については、市民や来訪者の交流の場、レクリエーションの場、スポーツやイベント会場などとしての機能の充実に向けて、適切な維持管理とともに、開設が進まない未供用エリアなどを対象とした計画区域の見直しに取り組みます。
- 四季を通じて散策を楽しむ場、自然とのふれあいの場など、それぞれの公園の特性を生かしつつ、市民や来訪者が楽しめる、利用者にとって魅力的な公園施設としていくため、指定管理者制度や民間活力の導入による運営を促進します。

<土地利用方針図>



- 凡例
- ①市街地ゾーン
 - 拠点機能誘導地(中心拠点)
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 拠点機能誘導地(交流拠点)
 - ②準市街地ゾーン
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 緑豊かな住宅地
 - 沿道利用地
 - ③産業ゾーン
 - 工業・流通業務地
 - ④土地利用検討ゾーン
 -
 - ⑤土地利用調整ゾーン
 -
 - ⑥田園集落ゾーン・⑦森林・自然ゾーン
 - 拠点機能誘導地(地域拠点)
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 拠点機能誘導地(交流拠点)
 - 集落地・農地
 - 森林
 - 河川・水面
 - ⑧大規模公園
 -
 - 都市計画区域
 - 広域連携軸(道路系)
 - 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
 - 地域連携軸



2. 都市施設等の整備方針

(1) 都市施設等の整備の基本方針

1) 基本方針

本市には県土の約1/4の面積を有する秩父圏域の中心市として、行政機関・商業施設など地域住民の生活を支える多くの都市機能が集積し、秩父鉄道と西武鉄道、また国道140号と299号が交差する交通結節点として古くから市街地が形成されてきました。

しかしながら、秩父圏域の人口は少子高齢化や隣接都市圏への流出などによって長く減少傾向にあり、今後この傾向は加速し施設需要も大きく減少するものと思われます。

このような状況下でも持続可能なまちを目指すため、移住の推進、観光など交流人口の拡大による需要の掘り起こしと、コンパクトなまちづくりによる都市運営の効率化を図ります。

また、施設整備にあたっては、国や県、民間も含めた施設の相互利用の可能性を検討するとともに、場合によっては合築を働きかけるなど、施設の有効活用に向けた調整を図ります。

2) 市が整備する都市施設等について

市が維持管理する学校教育施設や市営住宅などの公共施設、道路や上下水道などのインフラ施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理によって、長寿命化を図るとともに類似施設の統合や複合化などにより効率的な運営を図ります。

また、都市計画道路をはじめとする都市施設の整備など、今後の公共事業の実施にあつては、経営的視点に基づく相乗効果の高い戦略的な投資を優先するなど、費用対効果の最大化を図ります。

3) 広域的な視点から（秩父広域市町村圏組合などが）整備する都市施設について

上水道・消防のほか、ごみ処理、火葬場などは、秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町・長瀨町の1市4町で構成する秩父広域市町村圏組合で運営しています。

秩父圏域においては、秩父市を含めて将来的な人口減少が予測されており、単独での運用が難しい事業においては広域化を検討するなど、より一層の費用^{ていげん}逡減に努めます。

4) 国・県等が整備する都市施設等について

本市には、埼玉県秩父地方庁舎のほか、保健所、高校など埼玉県や、税務署、裁判所、法務局、ハローワークなど国が整備する地域住民にとって不可欠な都市機能が多く集中しています。これらの施設について、引き続き市域に留まり機能の維持や更なる利便性の向上が図れるよう関係機関に働きかけます。

また、今後更なる地域間交流の活性化を図るため、国県道の整備について、より一層関係機関に働きかけます。

5) 民間が整備する都市施設について

ガス、電気、公共交通などの基礎的インフラや、また商業施設など民間の事業活動は、豊かな市民生活になくってはならないものです。これらの都市基盤が引き続き維持されるよう働きかけるとともに、経済活動が活性化するよう事業環境の確保に努めます。

6) 都市施設等の広域連携について

秩父圏域は人口密度が低く、面積も広大なため、隣接自治体の都市施設を相互に活用した方が効果的な場合も考えられます。定住自立圏として近隣自治体と都市施設や機能の相互利用を図れるよう引き続き検討します。

(2) 道路

1) 基本方針

道路は、都市の骨格形成、土地利用の誘導及び居住環境の形成など、都市整備の根幹を担うものであり、公共交通が脆弱な本市においては、市民生活において極めて重要な施設です。

そこで、道路整備においては、広域連携軸、地域連携軸、市街地軸や交流軸に区分し道路のもつ役割を明確化し、必要な新規路線の検討・整備や既存道路の改良・維持管理などを通じて、効果的かつ効率的な道路ネットワークを形成します。

また、増加する観光客や更なる高齢化の進展など、多様化する交通手段に対応するため、歩道空間の整備や道路のバリアフリー化、高齢ドライバーにも優しい道路整備などにより、誰もが安全に利用できる道路環境を構築していきます。

さらに、都市計画道路のうち、長期にわたり未着手となっている路線・区間や災害リスクが高い区域に計画された路線・区間については、社会情勢の変化、沿線のまちづくりの動向や将来の交通需要などを踏まえ、必要性の検証や計画の見直しを行います。

2) 整備方針

① 広域連携軸

- 秩父圏域及び近隣地域との連携を強化し、産業振興や地域間交流を促進するため、広域的な幹線道路の早期整備と適正な維持管理について関係機関と連携し要望します。
- 西関東連絡道路については、事業中である大滝トンネルの早期完成、皆野秩父バイパス延伸ルート of 早期具体化と、中心市街地へのアクセス向上を図る「(仮称)長尾根トンネル」の早期整備を関係機関に働きかけます。
- 秩父圏域の環状ルートとして機能する、主要地方道皆野両神荒川線における未改良区間の早期整備について、関係機関に働きかけます。
- (仮称)宮地・横瀬線については、東西の広域連携軸の一端を担うことから、旧秩父セメント第一工場跡地利用や横瀬町との連携のもと、具体化に向けた調整を進めていきます。

- 西関東連絡道路（地域高規格道路）
- 一般国道140号
- 一般国道299号
- 主要地方道皆野両神荒川線（県道37号）
- 西関東連絡道路延伸ルート決定と（仮称）長尾根トンネルの早期事業化
- 大滝トンネルの早期整備
- 秩父陸橋の平面化
- （仮称）宮地・横瀬線

②地域連携軸

- 各拠点間や秩父圏域との連携を強化するため、広域連携軸を補完する主要な幹線道路である地域連携軸の整備と適正な維持管理について、関係機関に働きかけます。
- 秩父地域へのアクセス向上と災害時や緊急時等におけるバックアップ強化を図るため、主要地方道熊谷小川秩父線（定峰峠）のトンネル化に向け、関係機関と調整します。

- 主要地方道熊谷小川秩父線
- 主要地方道秩父荒川線
- 主要地方道秩父児玉線
- 主要地方道秩父上名栗線
- 主要地方道長瀬玉淀自然公園線
- 主要地方道高崎神流秩父線
- 主要地方道皆野荒川線
- 一般県道小鹿野影森停車場線
- 一般県道中津川三峰口停車場線
- 一般県道吉田久長秩父線
- 一般県道下小鹿野吉田線
- 一般県道下日野沢東門平吉田線
- 一般県道藤倉吉田線
- （仮称）定峰トンネル

③市街地軸

- 広域連携軸や地域連携軸を補完し、経済活動や市民活動を支える主要な道路である市道幹線、都市計画道路の整備や適正な維持管理を進めます。
- 現在、事業中の路線や区間について、早期整備を推進します。
- 都市計画道路は、当時の経済成長や地域の発展など、右肩上がりの交通需要予測を根拠に昭和26(1951)年以降、順次都市計画決定がされてきましたが、その後約70年が経過し、市を取り巻く環境も当時から大きく変化するなか、整備未着手の都市計画道路の中には、今日的な意義が低下している路線・区間もみられます。このため、都市計画決定以降、長期にわたり整備未着手となっている路線・区間や災害リスクが高い区域に計画される路線・区間については、周辺の交通量や将来交通需要、将来道路ネットワークの観点、さらには道路が持つ多面的な機能から必要性を検証した上で、路線・区間の廃止を含めた計画やネットワークの見直しを進めます。また、西関東連絡道路の延伸や（仮称）長尾根トンネルの事業化により市街地に流入する交通を、効果的かつ効率的に処理する視点から、新たな路線の計画決定及び整備の必要性を検討します。

- 市道幹線3号線（一部都市計画道路永田通り線、中央通り線）
- 市道幹線75号線（一部都市計画道路中央通り線）
- 市道幹線51号線、佐久良橋（一部都市計画道路お花畑通り線）
- 市道幹線53号線
- 市道幹線6・8・10号線
- 市道影森140号線
- 市道幹線4号線、和銅大橋
- 久那橋
- 都市計画道路
- 秩父市立病院から国道299号及び近接するヘリポート等へのアクセス改善
- 埼玉県立秩父高校、秩父農工科学高校へのアクセス改善

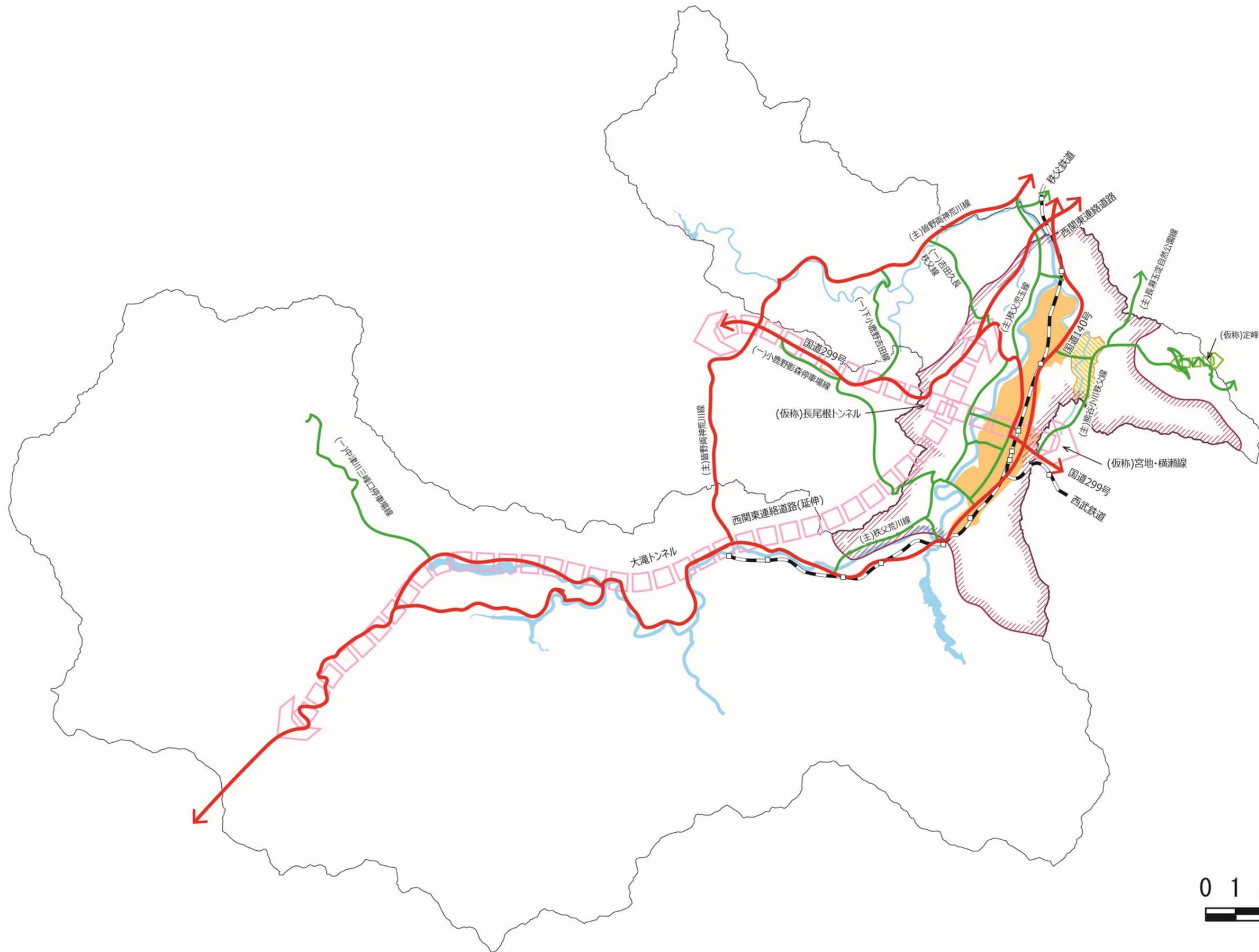
④生活道路

- 生活道路の危険箇所を把握し、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯を設置するなど、道路の安全性を高めるための環境整備を進めます。特に歩道のない学校付近の通学路では、既存道路の幅員構成を見直すなど歩行空間の確保を検討します。
- 市街地の生活道路については、「ゾーン30」の導入により通過交通の侵入を抑制するなど、歩行者の安全性の向上について検討します。
- 市街地等における狭隘な生活道路については、隅切り部を拡幅するなど、救助活動や消火活動等に支障のないよう緊急車両が通行できる道路環境を整備します。

⑤道路環境

- 「安心して歩ける」「歩きたくなる」まちづくりに向け、西武秩父駅周辺から秩父神社周辺にかけての一带や、秩父市立病院など公共公益施設周辺において、無電柱化や道路空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを念頭に置いた道路整備に取り組みます。
- 自動運転技術に係る実証実験や研究経過などを踏まえつつ、将来的な自動運転の社会実装を見据えた道路の整備・改良を検討します。
- 認定道路が機能を失い、一般の通行の用に供する必要がなくなった場合や、これに代わるべき道路が新たに建設された場合などは、認定道路の廃止に向けた手続きを講じるとともに、市有地の場合は払い下げを進めます。
- 市街地における接道要件を満たせず、空き家・空き地の多い低未利用地については、公有地や認定市道等の既存ストックを活用した道路・住環境の改善を図ります。
- インフラ長寿命化基本計画の理念に基づき、個別施設計画を策定し適正な維持管理や有効活用を図ることで、誰もが安心して安全に利用することのできる公共施設の運用に取り組みます。

<道路の整備方針図（市全域）>

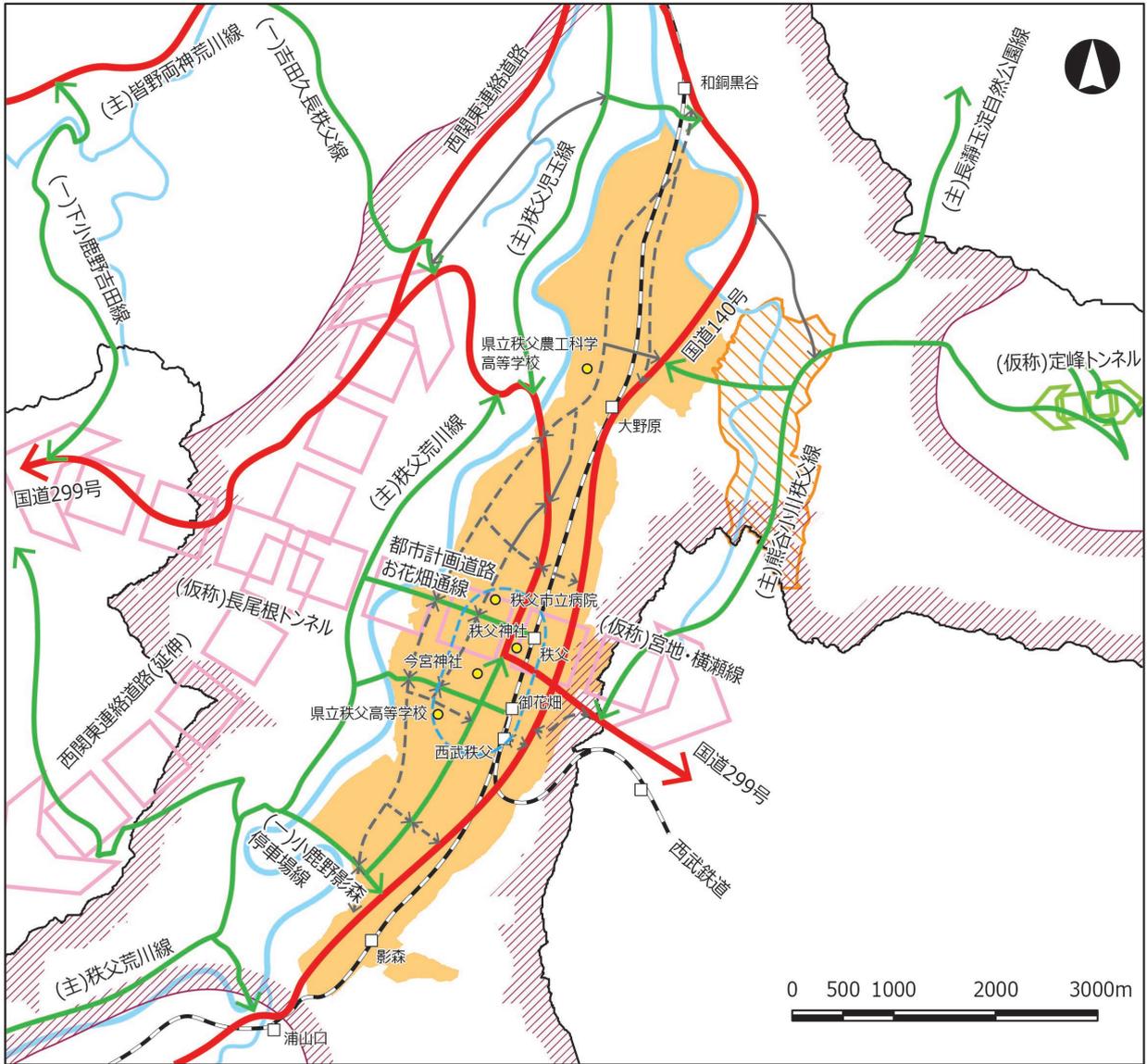


凡例

- 広域連携軸
- ⬭ 広域連携軸(構想路線)
- 地域連携軸
- ⬭ 地域連携軸(構想路線)
- 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
- 都市計画区域
- 市街地ゾーン
- 準市街地ゾーン
- 河川



＜道路の整備方針図（市街地拡大）＞



凡 例		
広域連携軸	市街地軸	市街地ゾーン
広域連携軸(構想路線)	市街地軸(都市計画道路の未整備区間)	準市街地ゾーン
地域連携軸	無電柱化、バリアフリー化などを 念頭においた道路整備	都市計画区域
地域連携軸(構想路線)		広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
		河川

(3) 公園・緑地

1) 基本方針

本市は水と緑に囲まれた、自然の恵みが豊かな“環境立市”です。市域の大半を覆う森林は、荒川を通じて首都圏に良質な水を供給する水源地であるだけでなく、環境保全機能やレクリエーション機能、景観機能など、私たちの豊かで持続可能な暮らしを支える上で重要な役割を担っています。この恵まれた自然を最大限活用し、共存するまちづくりを進めます。

都市計画区域外縁部には自然あふれる大規模都市公園が複数存在しており、一人当たり供用済都市公園面積は30㎡超と、都市公園法施行令に定める基準等を大きく超過しています。このため、手つかずの自然が残された未供用の都市公園計画区域などにおいては、計画の廃止も含めた公園の量的な見直しを行うとともに、既開設エリアについては交流人口を拡大するための魅力向上やユニバーサルデザインの導入など質的な公園環境の向上に取り組めます。

一方、市街地における公共空地は依然不足する傾向にあり、都市公園その他公共空地や境内地・河川空間など、土地利用現況を踏まえた住民が利用可能なオープンスペースの確保と適正配置などによって、住環境や防災機能の向上に取り組めます。

2) 整備方針

①自然環境の保全と自然を活かしたまちづくり

- 秩父多摩甲斐国立公園、水源かん養保安林や干害防備保安林などに指定された森林は、自然公園法等の法令の運用により保全・整備を進めるとともに、秩父市森林整備計画に基づき、森林の有する機能に応じた森林施業を促進します。
- 農業振興地域内の農地については、集約化などによる農地保全や農業振興の視点から、必要な生産基盤の整備・維持管理を進めます。また、市街地に残る農地は、防災機能や景観機能など、良好な市街地環境の形成に寄与することから、必要な範囲で保全・活用策を検討します。
- 森林環境譲与税制度や森林経営管理制度を活用した森林の健全な育成を図り、温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減と森林の保水機能の向上による災害防止に取り組めます。
- 都市計画区域内におけるその他の空地、緑地、境内地等については、都市公園制度や緑地制度などの活用、その他の支援などを通じてオープンスペースの確保に取り組めます。
- 荒川、押堀川、赤平川など市街地や地域拠点に隣接した川辺の親水空間を活かしたまちづくりを進めます。

②大規模な都市公園

- 秩父ミュージックパーク・秩父ミュージックパークスポーツの森公園については、埼玉県と連携しつつ、西関東連絡道路の開通によるアクセス改善や広域的視点に立った利用者ニーズに照らし、計画区域や機能の見直しなど適正な維持管理に取り組めます。

- 秩父ミュージックパークスポーツの森公園については、コテージ・プールをはじめ多くの施設が民間事業者によって運営されています。引き続き、民間事業者のアイデアや資金を活用した、指定管理者制度やPark-PFI（公募設置管理制度）も含めた民間活力の柔軟な利活用を図ります。
- 羊山公園については、中心市街地に隣接する自然やスポーツレクリエーションなどを楽しめる場として、引き続き整備に努めるとともに適正な維持管理に取り組みます。また、桜や芝桜の時期には首都圏からも多くの観光客が訪れる観光拠点となっており、やまとーあーとーみゅーじあむや武甲山資料館など既存の博物館等のほか、観光資源を集約化し公園の更なる魅力向上に努めます。
- 聖地公園については、墓園として首都圏各地から慰霊に訪れる交流拠点になっています。引き続き、公園の維持管理、墓園機能の向上に努めるとともに、計画区域の見直しを検討します。

③その他の都市公園

- 市街地ゾーン及び準市街地ゾーンにおいては、身近な空地、緑地が不足している状況にあります。引き続き適切な維持管理を行うとともに、新たな都市公園制度を活用し、地域住民や観光客にも利用しやすい都市公園やポケットパーク等の整備を検討します。

④その他の公園・空地・緑地

- 運動公園については、市民からのスポーツや健康づくりに対する多様なニーズに応えるため、適正な維持管理や利用者ニーズに即した施設の見直しに取り組みます。
- 子育てしやすい魅力あるまちづくりを推進するため、キッズパークなど既存の公園施設の充実と空地などを活用した、子どもたちが身近に遊べる空間を創出し、子育て層を中心としたコミュニティの醸成や、児童福祉施策と連携した、子育て支援拠点としての機能向上を図ります。また、高齢者の憩いや健康維持・増進に寄与する空間とするため、利用者のニーズに対応した場所への配置や健康器具などの公園施設・設備の整備などに取り組みます。

⑤公園のマネジメント

- 公園施設における事故の発生を未然に防止し、だれもが安全に安心して利用できるよう、定期的な遊具の安全管理を徹底するとともに、不要となった施設を撤去するなど、適正な維持管理に努めます。
- 既設の公園については、利用者の年齢層や将来の利用形態など公園利用者のニーズに応じた施設規模や設置遊具などについて検討します。
- 広域からも多くの人を訪れる大規模都市公園などでは、行政の財政負担を軽減しつつ、魅力ある公園空間を創出していくため、Park-PFI（公募設置管理制度）など民間活力の導入による公園施設の維持管理・運営について検討します。

＜公園・緑地の整備方針図（市全域）＞

